

能登半島地震で被災した新入生への経済支援について

大阪公立大学 学生課

2024年1月1日に発生した能登半島地震により被災した学生の経済的負担を軽減し、修学の機会を図るため、授業料等免除の特別措置を実施します。

1. 対象者

(1) 災害救助法適用地域に居住する罹災者で、次に該当する世帯の者(正規生)

- ①家計支持者の住居が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害に遭い、若しくは警戒区域等に設定され、入学料・授業料等の負担が困難になった世帯
- ②家計支持者の勤務先等が被害に遭い、若しくは警戒区域等に設定され、失業や廃業など入学料・授業料等の負担が困難になった世帯

(2) その他、理事長が特に認める世帯の者（災害救助法適用地域の周辺地域居住者で、前記（1）の①又は②に該当する世帯若しくは家計支持者の負傷など）

※災害救助法適用地域はこちら

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

2. 特別措置の内容

- (1) 入学料の免除
- (2) 2024年度 授業料の免除（前期分・後期分）

3. 提出書類

申請者全員提出が必要		
(1)	入学料減免申請書	
(2)	授業料等減免申請書	
(3)	罹災証明書等	コピーの提出可
災害救助法適用地域の周辺地域居住者のみ提出が必要		
(4)	住民票の写し	コピーの提出可
その他大学からの指示があった者のみ提出が必要		
(5)	本学が必要と認める書類	

4. 申請方法

入学手続き日の前日までに下記 URL からオンラインフォームに申請の上、上記提出書類を入学手続き日に指定の受付窓口へ提出してください。

オンライン申請フォーム <https://forms.office.com/r/JCayhquJqP>

【本支援に係る問合せ先】

学生課 経済支援担当

gr-gks-shogakukin[at]omu.ac.jp

[at]の部分>@に変更してください。